

暗門の滝のお知らせ

今期より暗門の滝散策道は、整備及び管理を一切行わない方針で決定いたしました。

但し、暗門の滝散策道については、閉鎖した訳ではございません。散策を希望される方は、既存の歩道以外は、川の中を歩いたり、時には泳いだり岩場を登り下りする必要があります。非常に難易度の高い上級者向けのルートになりましたので、ガイド付を強くお勧め致します。

※そのため名称も「暗門の滝歩道」ではなく、「暗門渓谷ルート」となります。

危険を伴う可能性が充分にありますので、ガイドをお勧め致します。

ガイド団体へ直接お電話ください。

開通時期や必要な装備品もガイドにお聞き下さい。

【ガイド団体を紹介】

- | | | |
|--------------|-------|--------------|
| ① 西目屋村観光ガイド会 | 工藤茂樹 | 0172-85-2415 |
| ② 白神マタギ舎 | 工藤茂樹 | 0172-85-2415 |
| ③ (有)エコ・遊 | 土岐 司 | 0172-36-2785 |
| ④ 白神案内山の会 | 山田 兼博 | 0172-88-3001 |
| ⑤ 白神山地ガイド会 | 渡辺 禎仁 | 0172-55-0090 |

一般財団法人ブナの里白神公社
アクアグリーンビレッジ ANMON

■暗門溪谷ルートへの通行にあたって

- ①当ルートは歩道としての整備及び管理をしておりません。上級者向けのルートであり危険箇所もありますので、自らの判断と責任で安全を確保できる場合に限って通行してください。
- ②通行にあたっては、「通行届」を白神山地総合案内所(アクアグリーンビレッジANMON内)、もしくは暗門溪谷ルート入口のご協力金受付所に提出してください。
- ③暗門溪谷ルートを通行しての核心地域への入山にあたっては、入山希望日の7日前までに当該指定ルートを管理する津軽森林管理署に到着するよう「入山届」を提出してください。
- ④ガイドの同行を強くおすすめします。
- ⑤腰以上の高さまで川の中を横断する場所もありますので、しっかりとした装備が必要です(長靴はご遠慮ください)。
- ⑥落石が多い場所ですので、ルート内に入るときはヘルメット(白神山地総合案内所にて100円でレンタルをしております)を装着して下さるようお願いいたします。
- ⑦台風や大雨等の悪天候時、増水時は通行止めとなります。

■禁止事項

- ①手続きをした場所以外への立ち入り
- ②許可のない動植物の採取、損傷(踏み荒らしを含む)、落葉、落枝、流木の採取
- ③たき火、たばこの吸殻の投げ捨て、その他延焼の危険のある火気の取り扱い
- ④鳥獣の営巣地への接近、野生動物への給餌等、野生鳥獣等に影響を及ぼす行為
- ⑤ゴミやロープ、残飯等、入山に当たり持ち込んだものの放置
- ⑥ペットの持ち込み及び魚釣りの行為



※ゲートを設置しております。
先へ進むためには川の中を
徒歩で横断する必要があります。

[世界遺産の径 プナ林散策道]
●世界遺産の径 プナ林散策道コース(難易度初級)
1周約2km(約60分~120分)

通行届

平成 年 月 日

西目屋村長 殿

私（達）は、下記の注意事項、禁止事項を了解の上、自己の責任において通行しますので届け出します。

1 通行者名簿

①	氏名(代表もしくは責任者)	
②	住所(代表もしくは責任者)	
③	電話番号 (緊急時連絡先)	
④	通行者数	人
⑤	帰路 (○で囲んでください)	暗門溪谷ルート入口
		その他 ()

2 注意事項、禁止事項

■暗門溪谷ルートの通行にあたって

- ①当ルートは歩道としての整備及び管理をしておりません。上級者向けのルートであり危険箇所もありますので、自らの判断と責任で安全を確保できる場合に限り通行してください。
- ②通行にあたっては、「通行届」を白神山地総合案内所（アクアグリーンビレッジ ANMON 内）、もしくは暗門溪谷ルート入口のご協力金受付所に提出してください。
- ③暗門溪谷ルートを通行しての核心地域への入山にあたっては、入山希望日の 7 日前までに当該指定ルートを管理する津軽森林管理署に到着するよう「入山届」を提出してください。
- ④ガイドの同行を強くおすすめします。
- ⑤腰以上の高さまで川の中を横断する場所もありますので、しっかりとした装備が必要です（長靴はご遠慮ください）。
- ⑥落石が多い場所ですので、ルート内に入るときはヘルメット（白神山地総合案内所にて 100 円でレンタルをしております）を装着して下さるようお願いいたします。
- ⑦台風や大雨等の悪天候時、増水時は通行止めとなります。

■禁止事項

- ①手続きをした場所以外への立ち入り
- ②許可のない動植物の採取、損傷（踏荒らしを含む）、落葉、落枝、流木の採取
- ③たき火、たばこの吸殻の投げ捨て、その他延焼の危険のある火気の取り扱い
- ④鳥獣の営巣地への接近、野生動物への給餌等、野生鳥獣等に影響を及ぼす行為
- ⑤ゴミやロープ、残飯等、入山に当たり持ち込んだものの放置
- ⑥ペットの持ち込み及び魚釣りの行為